

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 和島美枝子

奈良県人事委員会規則第十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第5条関係）

教育職給料表（三）の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	円 1,300	円 1,400	円 2,800	円 3,400	円 5,100
	5号給から8号給まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9号給から12号給まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13号給から16号給まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17号給から20号給まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21号給	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22号給から24号給まで	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25号給から28号給まで	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29号給から32号給まで	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33号給から36号給まで	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37号給から40号給まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41号給から44号給まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45号給から48号給まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49号給から52号給まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53号給から56号給まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57号給から60号給まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61号給から64号給まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65号給から68号給まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69号給から72号給まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73号給から76号給まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77号給から80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81号給	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82号給から84号給まで	2,800	3,800	4,800		
	85号給から88号給まで	2,800	3,800	5,000		
	89号給から92号給まで	2,900	3,900	5,000		
	93号給から96号給まで	3,000	4,000	5,000		

97号給から100号給まで	3,100	4,100	5,100			
101号給から104号給まで	3,100	4,200	5,100			
105号給	3,200	4,300	5,100			
106号給から108号給まで	3,200	4,300				
109号給から116号給まで	3,200	4,400				
117号給から120号給まで	3,300	4,500				
121号給から124号給まで	3,300	4,600				
125号給	3,300	4,700				
126号給から144号給まで		4,700				
145号給から148号給まで		4,800				
149号給から157号給まで		4,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第二（第5条関係）

教育職給料表（二）の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	5号給から8号給まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9号給から12号給まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から16号給まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から20号給まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22号給から24号給まで	1,700	2,200	3,500	4,400	
	25号給から28号給まで	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29号給から32号給まで	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33号給から36号給まで	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37号給から40号給まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から44号給まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から48号給まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から52号給まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から56号給まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57号給から60号給まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61号給	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62号給から64号給まで	2,500	3,500	4,500		
	65号給から68号給まで	2,600	3,700	4,700		
	69号給から72号給まで	2,600	3,800	4,700		
	73号給から76号給まで	2,700	3,800	4,700		
	77号給から80号給まで	2,800	3,900	4,700		
	81号給から84号給まで	2,800	4,000	4,800		
	85号給から88号給まで	2,800	4,100	5,000		
	89号給から92号給まで	2,900	4,200	5,000		
	93号給から96号給まで	3,000	4,300	5,000		

97号給から104号給まで	3,100	4,400	5,100			
105号給	3,200	4,500	5,100			
106号給から108号給まで	3,200	4,500				
109号給から112号給まで	3,200	4,600				
113号給から116号給まで	3,200	4,700				
117号給から128号給まで	3,300	4,700				
129号給から132号給まで	3,400	4,700				
133号給から136号給まで	3,400	4,800				
137号給から140号給まで	3,400	4,900				
141号給から145号給まで	3,500	4,900				
146号給から153号給まで	3,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。